

令和元年第3回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和元年8月7日(水)

東洋町議会

余 白

令和元年第3回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 令和元年8月7日(水) 午前10時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君
副町長 長崎 正仁 君
会計管理者 生松 克祐 君
教育長 川田 真由美 君
総務課長 大坪 靖幸 君
税務課長 小池 昭平 君
住民課長 蛭子 浩久 君
産業建設課長 伊吹 真貴博 君
教育次長 北川 晃彦 君
地域包括支援
センター事務局長 田岡 いずみ 君
総務課長補佐 堀川 歩 君
産業建設課長補佐 手島 憲作 君
産業建設課長補佐 生田 憲一 君
税務課長補佐 近藤 真人 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音
事務局職員 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 福島 登 君 2番 高島 俊彦 君

令和元年第3回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和元年8月7日(水) 午前10時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 同意第3号 認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて
- [日程第4] 同意第4号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第5] 同意第5号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第6] 同意第6号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第7] 同意第7号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第8] 同意第8号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第9] 同意第9号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第10] 同意第10号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- [日程第11] 同意第11号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて
- [日程第12] 同意第12号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて
- [日程第13] 同意第13号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて
- [日程第14] 承認第10号 専決処分事項「補助金返還事件に関する裁判上
の手続き」の承認を求めることについて
- [追加日程第1] 発議第11号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改
正することについて

令和元年第3回東洋町議会臨時会 令和元年8月7日水曜日

議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより、令和元年第3回東洋町議会臨時会を開会します。</p> <p>(開会時間：10時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、同意11件、その他1件の、12件であります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>令和元年第3回臨時会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>本日、午前9時に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、</p>

<p>議長</p>	<p>本日 1 日限りとする。</p> <p>また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、1 人 1 時間以内、答弁者も 1 時間以内とする。</p> <p>また、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、反問権を行使することができる。</p> <p>なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。</p> <p>日程第 3、同意第 3 号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p>
<p>町長</p>	

	<p>それでは早速でございますけれども、ご提案を申し上げます。</p> <p>同意第3号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和元年8月25日付けの農業委員の任命に伴い、認定農業者が委員の過半数を占めることになっており、その要件を満たすことが困難な場合には、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる、認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、同意第3号の、農業委員の選任にあたりまして、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに、議会の同意を求める件について、ご説明をいたします。</p> <p>農業委員の任命にあたりまして、農業委員会等に関する法律第8条第5項に、委員の過半数を認定農業者で占めることが規定をされております。</p> <p>今回、農業委員に選任を予定している者のうち認定農業者数</p>

は、10人中2人と過半数を割っております。

過半数に満たない場合には、同条施行規則第2条第1項の規定による、農業委員の定数10人に8倍をした、80人を下回る認定農業者総数の場合に適用となります。

現在、本町の認定農業者総数は8人ですので、この規定が適用されます。

このことから、認定農業者に準ずる者を農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものです。

準ずる者の内容については、別紙で配布している参考資料をご参照下さい。

囲いの部分が施行規則、第2条第1項第1号に掲げる、準ずる者としてイからヌまでを記載しております。

以上です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに挙手による、採決とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより、同意第3号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

町長	<p>よって、本案は原案のとおり、同意することに決定しました。</p> <p>(議席より、議長、これはどんなん、その個人一人一人に任命、認定していくんじゃないのか。全体でやるんかい、と発言あり)</p> <p>いやいや、これは、今のはね、認定農業者が少ないということ で、</p> <p>(議席より、その少ないんに対してと発言あり)</p> <p>今から一人一人やっていきます。</p> <p>(議席より、はい了解分かりましたと発言あり)</p> <p>日程第4、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき 同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求め ることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員 会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求め る。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内209番地2。</p>
----	--

議長

氏名は松村博文氏でございます。

生年月日は昭和34年7月2日となっております。

提案理由でございますが、令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申された松村博文氏を農業委員に任命をしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、経歴書につきましては別紙のとおりとなっておりますので、ご参照をお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしましたし

<p>町長</p>	<p>た。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第5、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字生見142番地。</p> <p>氏名は森本幸大氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和57年5月9日となっております。</p> <p>提案理由でございますが、同じく令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問いたしまして、答申された森本幸大氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>経歴書につきましては、別紙のとおりとなっておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
<p>議長</p>	

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

町長	<p>異常なしと認めます。</p> <p>これより投票に入ります。</p> <p>1番議員より、順次、投票願います。</p> <p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終了します。</p> <p>開票を行います。</p> <p>7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君、立会いをお願いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。</p> <p>有効投票中、賛成6票、反対1票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第6、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関</p>
----	---

議長

する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年8月7日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字野根甲433番地。

氏名は森輝氏でございます。

生年月日は昭和38年12月4日となっております。

提案理由でございますが、令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました森輝氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。

経歴書は別紙のとおりとなっておりますので、ご参照願いたいと思います。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、高畠俊彦君、並びに3番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

先程までは1番議員と言っておりましたが、私のミスで、1番議員はいないので2番議員から順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

2番、高島俊彦君、並びに3番、小松熙君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

町長	<p>有効投票中、賛成 7 票、反対 0 票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 6 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第 7、同意第 7 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第 7 号でございます。</p> <p>東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>令和元年 8 月 7 日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内 1 0 4 7 番地。</p> <p>氏名は杉本孝子氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和 3 6 年 5 月 5 日となっております。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年 8 月 2 5 日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申をされました杉本孝子氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p>
----	--

議長

経歴書は別紙のとおりとなっております。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第8、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

<p>町長</p>	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字生見168番地。</p> <p>氏名は大坪伊津美氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和42年1月11日生まれとなっております。</p> <p>提案理由でございますが、同じく令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申をされました大坪伊津美氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>経歴書は別紙のとおりとなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p>

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願い

町長	<p>いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票 0 であります。</p> <p>有効投票中、賛成 7 票、反対 0 票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第 9、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年 8 月 7 日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字野根丙 8 7 7 番地イ。</p> <p>氏名は松村正博氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和 3 6 年 1 1 月 2 5 日となっております。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年 8 月 2 5 日付けの農業委員</p>
----	---

議長

の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました松村正博氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。

経歴書は別紙のとおりとなっております。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっ

ております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票は0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のとおりであります。

よって、同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第10、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命に

<p>町長</p>	<p>つき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字生見143番地2。</p> <p>氏名は松崎巧氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和52年7月7日となっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました松崎巧氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>経歴書は別紙のとおりとなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につ</p>

き同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

町長

投票を終了します。

開票を行います。

3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第11、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年8月7日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字野根甲1169番地3。

議長

氏名は土居幸一でございます。

生年月日は昭和42年8月18日となっております。

提案理由でございます。

令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申をされました土居幸一氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

経歴書は別紙のとおりとなっております。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しまし

	<p>た。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第12、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>令和元年8月7日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内156番地。</p> <p>氏名は小池隆幸氏でございます。</p> <p>生年月日は昭和35年7月1日となっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました小池隆幸氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>経歴書は別紙のとおりとなっております。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p>
町長	
議長	

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第13、同意第13号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

同意第13号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求

町長

めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和元年8月7日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字河内150番地8。

氏名は坂井尚邦氏でございます。

生年月日は昭和33年8月25日となっております。

提案理由でございます。

令和元年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました坂井尚邦氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

経歴書は別紙のとおりとなっております。

議長

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第13号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、高

畠俊彦君、並びに3番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありますか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありますか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

2番、高島俊彦君、並びに3番、小松熙君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

町長	<p>有効投票中、賛成 6 票、反対 1 票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 13 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第 14、承認第 10 号、決処分事項補助金返還事件に関する裁判上の手続きの承認を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>承認第 10 号でございます。</p> <p>専決処分事項、補助金返還事件に関する裁判上の手続きの承認を求めることについて、緊急を要しましたので地方自治法 179 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。</p> <p>令和元年 8 月 7 日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>平成 30 年度新規就業者研修支援事業補助金の交付決定した研修生でございますが、平成 30 年 7 月分、8 月分の補助金 30 万円を受給後に研修中止となったことから、補助金交付要綱に規定されている支給条件に違反をしたために、補助金 30 万円の返</p>
----	---

	<p>還を求めたものでございます。</p> <p>支払督促の申立後、相手方からの異議申立によりまして、直ちに通常裁判に移行したため、専決処分に対応したものでございます。</p> <p>なお、令和元年7月16日に和解が成立をしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>承認第10号、補助金返還事件に関する裁判上の手続きについて、内容をご説明いたします。</p> <p>専決処分書の方をご参照ください。</p> <p>事件名ですが、補助金返還事件。</p> <p>当事者は、原告東洋町、被告研修生。</p> <p>事件の請求の趣旨及び概要についてご説明をいたします。</p> <p>平成30年度東洋町新規就業者研修支援事業補助金の交付決定をした研修生が平成30年7月、8月分の補助金30万円を受給後に研修中止となったことから、補助金交付要綱に規定をされている支給条件に違反したため、補助金30万円の返還を求めました。</p> <p>研修生からは連絡がなかったため、裁判所を通じ支払督促の申立を行い、令和元年5月8日付けで研修生に対して支払督促発付通知を行いました。</p> <p>その後、研修生から督促異議申立があり、通常裁判へと移行し</p>

	<p>まして、第1回目の裁判が令和元年6月25日に行われ、第2回目が令和元年7月2日に行われております。</p> <p>また、裁判所より和解を薦められ、相互に応じたことにより、本件解決金21万円を研修生が支払うこと、訴訟費用は各自の負担とするという内容で令和元年7月16日に和解が成立しています。</p> <p>以上のことにより、裁判へ移行し、和解成立までの期間が短く専決処分に対応したものでございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これはほら、今この議場で初めて、この議案を見ています。びっくりしています。</p> <p>ほんでこれは、1つお聞きしますが、この新規就業者研修支援事業というのは、これはどの事業のもんですか。</p> <p>これは農業もありますね、林業もありますね、どの部分ですか。</p> <p>それから、1つはその徳島県の裁判所に、牟岐簡易裁判所に訴えが起こっておりますが、この方は、この研修生はどんなんです</p>

か、住所はどこにあったんですか。

高知にあったとすれば、うちは高知にするのが妥当じゃないかと思うんですが。

それから、この問題は今言う、もう頭混乱して、今初めて見ましたもんでね。

平成30年7、8月分となっておりますが、これは7月8月から就農されたということですか。それとも3月、大体普通4月から始まりますが、これは、途中から入られたという方でしょうか。

6ヶ月以上の研修事業法、これはその1問目としてその研修の種類から聞いておきます。

今の質問、答弁よろしくお願いします。

(議席より、産建課長になるんかなと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

一問一答式なので、いっぱい言わんと一つずつやってください。

(議席より、一つずついきますかと発言あり)

それと、住所のことは個人情報になると思いますんで、それはおそらく無理やと思います。

(議席より、今のほんなら今言う、どの事業からかと発言あり)

議長

産業建設課長	<p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>事業名につきましても、ここで公表すると特定される可能性がありますので、個人情報関係でこの場では言えません。</p> <p>以上です、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今そういう答弁がありました、ここに現在被告として名前が載ってるでしょう。氏名が。住所は載ってない。</p> <p>氏名が載ってるんですから、それは問題ないんじゃないでしょうか。</p> <p>もう一度答弁お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>名前につきましても、議場では公表してませんので、議案書には載せておりますけれども、この場では公表してありません。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その質問にもう一つお聞きしますが、関して。</p> <p>ということは、これは我々はこの議案書見て、この専決処分書、裁判上の手続きというこの書類の中に、原告東洋町、被告研修生何々という氏名が載っていますが、これほな住民さんにこれは知らせたらいけないということになるんでしょうか。</p> <p>秘密会ということになるんでしょうか。</p> <p>もう一度お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p> <p>先程から言っているように、個人情報に関係で、個人が特定されるという可能性がありますので、公表をしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん3回やりましたんで。</p> <p>(議席より、2つ目の質問ですと発言あり)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これはですね、今原告が東洋町となっておりますけれども、東洋町だけなんですか、県が入っているんじゃないんですか、どうですか。</p> <p>それ一つまず、それ</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ごめん、ちょっと言い方悪い。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>同じ質問じゃないですか。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあまあちょっと聞いてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっとじゃないです。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあちょっと待って。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

	<p>同じ質問は3回やりましたんで。 別の質問に変えてください。 決まりですので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) どういう意味。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) ん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) どういう意味。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) いやいや、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) この質問に対する二つ目の質問をしているんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) いやほやきん今言ったのは一緒の質問じゃ</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 違うんです。 東洋町が原告になっていますが、東洋町の補助金を使ったもの ですかと聞いているんです。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういうふうと言わんと。ちゃんと。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今言うほら、事業名を言ってくれたらすっと分かるんですけどもね。</p> <p>事業名を言わないものなので、そこだけしか聞けんからこういう形で聞いているんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>県の補助金は入っておりますけれども、今回この分に関しては町単独になっております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ということは、この30万請求したというのは、これは東洋町分だけを請求したんですか。</p> <p>30万でしたね、30万、7月、8月分30万請求したということは、県の方は入っていないということであれば、東洋町の損</p>

議長	<p>害というか、分だけ請求したんですか。お聞きします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>県を問へはめちょうだけで言いよる質問は一緒じゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違う。</p> <p>県が入っちゃったら、県の方からの、県の方も、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、あなたの質問はね、ただ県をはめてね、言いよることは一緒じゃないですか。</p> <p>そこをもうちょっときちっとやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長。</p> <p>これは今こういう、ちょっとね、議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この場で、</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっとじゃございません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この資料、今日、今議案これ今初めて見てるんですよ。 説明もないし理由も</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これはいかん。 今言うように、この30万、7、8月分というのは、これは東洋町の分だけでしょうか、お聞きしたいと思います。 以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島さんにお答えいたします。 東洋町の分だけです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>二つ目の質問で最後に三番目になりますが、これは今個人情報ということで今、すべてこういうほの、具体的な名前とか色々そういう内容は知らされておられませんけれども、公金が支出されて行われた事業なんですよ。公金が。</p> <p>県も入ってるかもしれません。</p> <p>町の方だけといいますか。</p> <p>公金の使われた事業に関しては、これはね、個人情報入らない。</p> <p>これは個人情報にかわらない。</p> <p>住民血税を使っ</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>質疑ですから。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです、それを聞つきよんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>違う。</p>

7 番議員	(田島 毅三夫議員) どうして。
議長	(西岡 尚宏議長) 今言われたように、
7 番議員	(田島 毅三夫議員) いかん。
議長	(西岡 尚宏議長) それはあなたの意見ですので。 それはやめてください。 それは許可しません。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 個人情報ではないということを訴えるのがいかんのですか。
議長	(西岡 尚宏議長) そうです。そうじゃないですよ。 住民の血税を使うてなんとかいうのは、それは質疑じゃないじゃないですか。 質疑をしてください。 質疑ですので。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) じゃあもういっぺん聞きます。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ以上勝手な発言したら発言を禁止しますよ。 注意しときます。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなことが通りますか、これが。 住民代表としてここで質疑しているんですよ。 それに対してこの、内容の説明ができてないから聞いているんです。 もう一度確認しますが</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>必要以外のことはやめてください。 質疑を行ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一度確認しますが、もう一度確認しますが、この事業名をもう一度お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは今さっき言うたように、言うても一緒やきん、答える必要は、それはありません。 田島さん、先ほど答えたので、答えれん言うたので2回聞いてもそれは一緒ですので。 一緒でもかまいませんか。</p>

	<p>(議席より、これ以上言うたら禁止するんでしょと発言あり)</p> <p>いやいや、答えは一緒でもかまいませんか。</p> <p>(議席より、一緒ですか、変わった答えをお願いしたいと思いませんと発言あり)</p> <p>(自席より、一緒ですと発言あり)</p> <p>一緒にいいんやったら、伊吹産業建設課長、</p> <p>(議席より、もう一度ほな再確認でと発言あり)</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>個人が特定される可能性がありますので、事業名は公表いたしておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長

そういうことで、噛み合いませんね。

もうこれは前へ進まん状態になっております。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】
以上です。

(西岡 尚宏議長)

今の、田島さん、発言も質疑ではございません。

(議席より、もう質疑・・・・発言あり)

いやいや、質疑ではございませんので。

取り消してください。

(議席より、はい、分かりましたと発言あり)

いやいや、席で。

取り消しますか、取り消さないですか。

(議席より、質疑をしようとしたら中止させるといったら、と発言あり)

いやいや質疑じゃないので。

いらんことは言わんでも結構です。

どうしますか。

(議席より、取消しません、これは要望ですと発言あり)

要望は質疑の場でやるものではありませんので、議長権限で取消します。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

反対討論ですね。

(議席より、そうですと発言あり)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

こういうことです皆さん。

住民の皆さんも

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ああそうかごめんなさい。混乱しています。

(発言台移動)

討論といっても全く考えておりません。

もうそのまま言わせてもらいます。

この問題といいますか、まだ具体的な事業名は出ておりませんので分かりませんが、6月議会において、私が11番目の質問として質問した分ではないかというように思ったもので、そのつもりで質疑したんですけどね、それが言えないとなるとこれ以上言えませんが。

しかし要するに、東洋町及び県の県民、それから、東洋町住民さんの血税が使われた事業なんですね。

それによって色々問題があって、今裁判まで起こっていると、こういう現状なんですよ。

ということは、そのお金を出している住民さん、県民さんに対して説明する責任がある、事業者は。

そう思っております。

たとえそれが個人情報にかかるとしたとしても、それはその個人の方が問題を起こして訴えられてるわけですから。

そういうことであれば、やはりこれは、たとえ仮にその人の氏名が分かると、個人情報が特定されると、これは問題ない。

かっちりと主体者である東洋町は住民さんに対して説明する責任がある。義務がある。

そう思っております。

そういう意味で反対討論とします。

以上です。

(西岡 尚宏議長)

賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長

反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第10号、専決処分事項、補助金返還事件に関する裁判上の手続きの承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程を配布しますので、暫時休憩します。

(休憩時間：11時23分)

(追加日程配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時25分)

ただいま、お手元に配布したとおり、町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、追加日程第1、発議第11号、町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会ですでに検討されております

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>ので、委員会の報告を求めます。 高島議会運営委員長。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは議会運営委員会から報告を行います。</p> <p>この議案については、本日開催の議会運営委員会において、検討した結果、提出者からの説明ののち、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行う。</p> <p>以上のとおり決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この議案については、提出者からの説明ののち、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
<p>6番議員</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>発議第11号、町長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて、本議案を別案のとおり、地方自治法第112条第1項及び東洋町議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。</p>

本日提出であります。

提出者は私、今宮裕明、賛成者は、小松熙、武山裕一、小野正路、田島毅三夫、高畠俊彦、福島登、の各議員であります。

提出理由を、説明したいと思います。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項の指定についての一部を改正するものであります。

お手元の資料をご参照ください。

税外債権の徴収等に係る町が当事者である訴訟提起等については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、その都度、議会の議決が必要となるが、議会の権限に属する軽易な事項として、町長において専決処分をしようとするものを、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決権限を町長に委任することを、平成28年12月14日議決により定めておりましたが、今回、町の私債権を安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構へ移管することに伴い、その金額の上限を設定するために改正が必要となったものであります。

また、新たに、東洋町から支出する補助金の返還に係る訴えの提起、和解及び調停に関することについても、必要が生じたので、その他としての項目を追加するものである。

まず、東洋町住宅新築資金等貸付条例の規定に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関することは、その目的の金額を140万円以下から1千万円以下のものと、東洋町営住宅の設置及び管理条例に規定する町営住宅及び一般住宅に係る家賃等の支払請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関することは、その目的の金額が140万円以下から500万円以下のもの

と改正する。

また、その他の、東洋町から支出する補助金の返還に係る訴えの提起、和解及び調停に関することは、その目的の金額を140万円以下のものと定める。

なお、東洋町ふるさと創生育英資金貸付条例（昭和35年東洋町条例第18号）の規定に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること及び東洋町簡易水道条例（平成20年東洋町条例第32号）に規定する料金の支払請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること、及びその他東洋町が貸付けをしている貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関することは、従前のおり、その目的の金額は140万円以下のものである。

いずれかの事項に係るものについては、議会の議決権限を町長に委任しようとするものであります。

この指定は、議決の日から効力を生ずることとしております。

なお、町長において専決処分をしたときは、法に定めるところにより議会に報告されることとなります。

ご審議、よろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

（西岡 尚宏議長）

提出者の説明が終わりました。

これより、発議第11号、町長の専決処分事項の指定についての一部改正についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます

議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これで、令和元年第3回東洋町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

これで、議会放送を終了いたします。

(閉会時間 11時34分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員